

京都労働局
平成20年10月21日
14:00 発表

NEWS RELEASE



国土交通省 近畿運輸局

問い合わせ先
(所属)自動車監査指導部
(担当)深津・水谷・釈迦戸
(電話)06-6949-6449



厚生労働省 京都労働局

問い合わせ先
(所属)労働基準部監督課
(担当)横野・吉岡・田中
(電話)075-241-3214

平成20年10月21日

近畿運輸局及び各府県労働局と共同で、荷主関係団体へ要請 貨物自動車運送事業における過労運転による過重労働防止等労働条件の改善のための協力要請について

かかみ まさと

そばはらや のぶお

近畿運輸局(局長 各務正人)及び京都労働局(局長 蕎原屋 宣雄)を始めとする近畿2府4県各労働局は、トラック運転者における過労運転による過重労働防止等労働条件の改善のため、貨物運送業務を発注する荷主の関係団体に対して、下記のとおり協力要請を行いましたのでお知らせします。

記

- 1 貨物自動車運送事業においては、依然として長時間労働の実態がみられるところであり、その背景の一つとして、集荷・配達・運転時間等の条件が厳しい場合があることなどが指摘されている。

また、現下の軽油価格高騰により、トラック産業は大幅なコスト増を余儀なくされている。

このような状況の下、安全運行を阻害するトラック運転者の過労運転による過重労働を防止し、労働時間等の労働条件を改善するためには、トラック事業者のみならず、荷主の理解と協力が不可欠であり、発注条件等の面で十分な配慮が重要であること。

2 荷主関係団体がその会員に対して次の事項について周知をお願いすること。

- ・トラック運転者の拘束時間や運転時間等については、「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」(平成元年2月9日労働省告示第7号。以下、「改善基準告示」といいます。)でその限度が定められていること。
- ・運送の発注を行うにあたっては、安全で適切な運行計画を立てることができるように発注条件をあらかじめ明確にした計画的な発注を行うこと。
- ・トラック事業者の選定にあたっては、「改善基準告示」の遵守等法令遵守に努めている事業者であることを考慮すること。
- ・軽油価格の急激な高騰により、大幅なコスト増を余儀なくされており、これを放置し適切な運賃転嫁が進まない場合は、物流の基盤が維持できなくなる恐れがあるため、トラック事業者に対して適正な対応をとること。

添付資料

荷主要請文(写し)

近運自監第474号
京労発基第383号
平成20年10月20日

(荷主関係団体の個別名)
代表者 殿

近畿運輸局長

京都労働局長

貨物自動車運送事業における過労運転による過重労働防止等
労働条件の改善のための協力要請について

時下、ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

日頃より、運輸行政及び労働行政の推進に御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、国内貨物輸送量の9割を担い、国民の生活や国内の産業を支える基幹的な事業の一つである貨物自動車運送事業(トラック事業)につきましては、運輸関係法令及び労働関係法令の遵守はもとより、自動車運転者の労働時間等の労働条件の向上を目的とした「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」(平成元年2月9日労働省告示第7号。以下、「改善基準告示」といいます。)及び過労運転の防止を目的として「改善基準告示」と同内容の基準を定めた「事業用自動車の運転者の勤務時間及び乗務時間に係る基準」(平成13年8月20日国土交通省告示第1365号)を遵守することが求められております。

しかしながら、トラック事業においては、依然として長時間労働の実態がみられるところであり、その背景の一つとして、集荷・配達・運転時間等における厳しい条件などが指摘されており、トラック運転者の長時間による過労運転は、交通事故の原因ともなることから、社会的にその改善が求められているところです。

また、現下の軽油価格高騰により、トラック産業は経営努力の範囲を超えた大幅なコスト増を余儀なくされております。

このような状況の下、安全運行を阻害するトラック運転者の過労運転による過重労働を防止し、労働時間等の労働条件を改善するためには、トラック事業者のみならず、荷主の皆様の御理解、御協力が不可欠であり、発注条件等の面で十分な配慮をしていただくことが重要であると考えております。

平成19年3月28日付け文書により同様の要請をさせていただいているところですが、以上のような趣旨を踏まえて、再度、要請させていただく次第であります。

今般の要請につきまして、より一層のご理解を賜り、貴団体傘下の会員各社に

対しまして下記事項につき、格別の御配慮をいただくよう、周知方よろしくお願い申し上げます。

記

- 1 トラック事業者にあつては、トラック運転者の労働時間等に関し、労働基準関係法令の遵守はもとより「改善基準告示」に定める拘束時間や運転時間について遵守することが必要であり、また、交通労働災害防止のためのガイドラインを指針として交通労働災害防止を積極的に推進することが求められていることから、運送の発注を行うにあたっては、安全で適切な運行計画を立てることができるよう発注条件をあらかじめ明確にした計画的な発注を行うとともに次の事項に配慮すること。
 - (1) 荷主等の都合による急な貨物の増量による過積載運行を防止すること。
 - (2) 到着時間の遅延が見込まれる場合、改善基準告示等を遵守した安全運行が確保されるよう到着時間の再設定、ルート変更等を実施すること。
 - (3) 改善基準告示等に違反し、安全運行が確保できない可能性が高い発注を行わないようにすること。
 - (4) 積込・荷卸し作業の遅延により運送業者が予定時間に出発できない場合、到着時間の再設定等を行うこととともに、荷主の敷地内で待機できるようにすること。
- 2 トラック事業者の選定にあつては、「改善基準告示」の遵守、社会保険や労働保険に加入していることなど、法令遵守に努めている事業者であることを考慮すること。
- 3 軽油価格の急激な高騰により、大幅なコスト増を余儀なくされており、これを放置し適切な運賃転嫁が進まない場合は、物流の基盤が維持できなくなる恐れがあるため、「トラック運送業における燃料サーチャージ緊急ガイドライン」及び「トラック運送業における下請・荷主適正取引推進ガイドライン」の趣旨を踏まえ、トラック事業者に対して適正な対応をとること。